

【特例貸付の償還(返済)にお困りの方へ】

- 収入が減少し、現在も回復していない等の理由により特例貸付の償還(返済)が困難な方は、手続きをすることにより**償還(返済)期間を延ばす(償還猶予)**ことができます。
- 令和5年1月から返済中であっても、令和5年度の「あなた(借りた人)」と「あなたの世帯の世帯主」が両方とも、「住民税均等割・所得割のどちらもが非課税」であった場合は、償還免除の手続きができます。
- 償還猶予および償還免除には審査があります。
※**審査状況についてのお問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。**

上記いずれかの手続きに関するお問い合わせは、下記の〈お問合せ先〉までお願いします。

〈お問合せ先〉


大阪府社会福祉協議会 大阪府コロナ特例係

電話番号: **0570-078-006**

受付時間: 平日9:00~17:00

※時間帯によっては混雑のため電話がかかりにくい場合があります。
その場合は、おそれいりますが時間帯を変えておかけ直し願います。

【振替口座の手続き方法について】

- 振替口座のお手続きをされていない方は右の二次元バーコード、もしくは下記URLから振替口座の登録ができます。
URL: <https://www.osakafusyakyo.or.jp/sikinbu/tokureiportal/transfer/index.php>
- 償還にご利用いただける口座は、借受人ご本人様の個人名義口座のみとなります。一部ご利用いただけない金融機関がございます。詳細はポータルサイトに掲載しております。

WEBでの登録が困難な場合は、口座振替依頼書を別途送付いたしますので、お問い合わせください。

【償還(返済)額の変更を行いたい方へ】

- 月々の償還額を少なくしたい方、償還額を多くしたい方は、手続きをすることにより、償還額を変更することができます。
償還額の変更を行いたい方は、下記の〈お問合せ先〉までお願いします。

【コロナ特例貸付償還ポータルサイト】

<https://www.osakafusyakyo.or.jp/sikinbu/tokureiportal/>



LINEでも
お問い合わせ
対応中
(自動応答)

郵便がき

OPEN